

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、周麻酔期看護学に関わる最新情報を交換し、討論する場を提供するとともに、周麻酔期看護師に継続教育の場を与え、周麻酔期看護学に係る社会的な理解と普及に努めることを目的とし、もって麻酔科医とともに患者に安全な医療を提供することに寄与する。

2 当法人は、前項の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会、セミナー等の開催
- (2) 論文図書、機関誌等の発行
- (3) 研修、教育及び生涯学習活動の推進
- (4) 周麻酔期看護学に係る研究及び調査
- (5) 周麻酔期看護学に係る資格認定制度の運用
- (6) 関連学術団体等との情報交換及び協力
- (7) 社会に対する周麻酔期看護学の情報提供及び啓発活動
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(構成及び入会)

第4条 当法人の会員は、次のいずれかに該当し、かつ、社員総会において定める入退会規則の定める手続を完了した者とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人の運営に功労のあった者または学識経験者で理事会において決議された者

2 当法人の社員は、概ね正会員10名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。

(会費等の負担)

第5条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、社員総会において定める会費等に関する規則の定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において定める会費等に関する規則に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費の納入が免除される。

(退会)

第6条 会員は、社員総会において別に定める入退会規則の定めに従い、退会を希望する1か月以上前に当法人に届け出るによりいつでも任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき
- (4) 1年以上の期間会費を滞納したとき
- (5) 総社員が同意したとき
- (6) 社員総会で除名の決議がなされたとき

第4章 代議員（呼称について：執行部理事の継承が可能か相談）

(代議員)

第9条 当法人の社員は、概ね10名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定めるところの社員とする。

- 2 代議員は、正会員の中から選任されることを要する。代議員を選任するために必要な細則は社員総会で定める。
- 3 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、その再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）

を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

- 4 代議員は、その事由を問わず正会員の資格を喪失したときは、任期中であっても当然に代議員の資格を喪失する。

（会員の権能）

第10条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (7) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 2 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第9条に規定される代議員の全てをもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 会員の除名
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに、各社員に対して会議の日時、場所（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用して出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みによる方法を併用して開催する場合にはその旨）、会議の目的である事項

を記載した書面もしくは電磁的方法により、招集通知を発するものとする。

- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、別途定める様式により代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、予め理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- 2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会に出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 事業の全部譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第17条 社員総会に出席できない代議員は、委任状その他代理権を証明する書面を代表理事に提出して、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、前条の議決権の数に算入する。ただし、代理権授与は社員総会毎に行うものとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合、第16条の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権行使)

第19条 社員総会に出席できない代議員は、当法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合、第16条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(報告の省略)

第21条 理事が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事から1名以上を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の資格・選任等)

第24条 理事及び監事は、当法人の正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又は子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。なお、増員された理事の任期は他の在任理事の任期が満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事の基本報酬は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般法人法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所又は開催方法、目的である事項を記載した電磁的手段もしくは書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、他の業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、出席した代表理事及び監事全員に承認されたものでなければならない。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 顧問・委員会

(顧問)

第40条 当法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事が選任する。

3 顧問は、代表理事の相談に応じ、また代表理事からの諮問に応えることができる。

4 顧問は、社員総会に出席することはできるが、議決権はなく、また意見を述べることはできない。但し、代議員資格を有する顧問はこの限りではない。

(委員会)

第41条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければな

らない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類についてはその承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款変更）

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 当法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年1月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
宮坂 勝之	
長坂 安子	
吉田 奏	

(設立時役員)

第51条 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 宮坂勝之 長坂安子 吉田奏

設立時代表理事 長坂安子

設立時業務執行理事 吉田奏

以上、当法人の現行定款に相違ない。

令和7年3月27日

東京都港区三田1丁目4-3

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会

代表理事 長坂 安子